

水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会について

平成22年 1 月 27 日 制 定
平成27年 7 月 31 日 一 部 改 正
水 産 庁 長 官

第 1 開催

水産関係公共事業の事業評価実施要領（平成11年 8 月 13 日 付 け 11 水 港 第 3362 号）
第 7 の 3、第 8 の 2 及 び 第 10 の 規 定 に 基 づ き、「水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会」（以下「技術検討会」という。）を開催するものとする。

第 2 構成

- 1 技術検討会は、委員 4 名以内をもって開催する。
- 2 委員は、国、都道府県その他行政団体に属する者以外の者をもって構成する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員の任期は、2 年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 技術検討会に、参考人を出席させることができる。

第 3 座長

- 1 技術検討会に座長をおき、委員の互選によって選任する。
- 2 座長は、会務を総理し、技術検討会を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。

第 4 運営

- 1 技術検討会は、水産庁が実施する直轄事業に係る期中の評価について、当該事業実施の妥当性の検討を行う。
また、水産関係公共事業の事業評価について、専門的立場から技術的助言を行うことにより、評価の客観性、評価手法の向上等を図るものとする。
- 2 技術検討会の運営については、次のとおりとする。
 - (1) 会議は、公開とする。
 - (2) 会議の資料は、会議終了後、ホームページへの掲載等により公表する。
 - (3) 会議の議事録については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームページへの掲載等により公表する。
- 3 2 にかかわらず、個人の権利・利益を害するおそれのある場合、企業秘密にふれることとなる場合等であって、技術検討会が必要と判断したときは、会議を非公開とし、会議資料を非公表とすることができる。

第 5 その他

- 1 技術検討会の庶務は、水産庁漁港漁場整備部計画課において処理する。